

様式第 1

意見書

平成18年8月23日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 150-0011  
(ふりがな) とうきょうとしぶやくひがし  
住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F  
(ふりがな) もばいる・こんてんつ・ふおーらむ  
氏名 モバイル・コンテンツ・フォーラム  
座長 東邦 仁虎  
メールアドレス info@mcf.to  
電話番号 03-5468-5091  
(連絡先:モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局)

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方について報告書案」  
に関する意見

この度は、意見提出の機会をいただき感謝申し上げます。以下のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の上ご検討いただきますようお願い申し上げます。

報告書案において、レイヤー型競争モデルをベースに公正競争環境を整備するための政策が提案されていることに基本的に賛成する。

また、具体的なポイントとして「レイヤーを縦断する形で何らかの市場支配力の濫用が行われる可能性（例えば、通信レイヤーから上位レイヤーへの市場支配力の濫用等）が懸念されるところであり、これに対処していくことが必要である。」という視点は競争環境が上位レイヤーへと移行している状況においては、今後の電気通信分野の競争政策を策定する上では重要であると考えます。

この場合、公正な競争環境を実現するにはネットワークの中立性のために下記3条件を確保することが必要であるという意見に賛成する。

- ① 利用者がIP網を柔軟に利用してコンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセス可能であること
- ② 利用者が技術基準に合致した端末をIP網に自由に接続し、端末間の通信を柔軟に行うことが可能であること
- ③ 利用者が通信レイヤー及びプラットフォームレイヤーを適正な対価で公平に利用可能であること

しかしながら、現在の状況として通信レイヤーやプラットフォームレイヤーの利用が一部阻害され参入ができない、あるいは公平な利用環境にないという状況が現実起こっており早急な対応が必要である。特に移動通信の場合は、プラットフォーム機能とキャリア端末が一体として提供されることが多いためコンテンツ・アプリケーションレイヤーに対する影響が甚大である。

具体的には、「識別（Identification）情報（ユーザーID等のユーザーをユニークに識別するためだけの情報で個人情報を含まない情報）やコンテンツ・アプリケーション仕様」の公開と利用環境の提供、端末からのアクセスにおける同等性の確保等が考えられる。

規制の対象としては、プラットフォームレイヤーと端末が一体で提供されているという移動通信の特殊性を考え、業務区域ごと占有率が25%を超える端末設備を有す

る第二種指定電気通信設備のプラットフォーム機能を対象とする必要があると考える。

一方で、通信事業者側にも多大なコストを負担して構築した仕様等が無償で利用されることについての懸念は多大であると考えられる。この点に関しては、コスト負担の公平性の観点から適正な価格を前提としたオープン化が必要であると考ええる。

適正な価格の算出については、個別事業者間の問題ではなくコンテンツ・アプリケーションレイヤー全体の問題であるため下記のようなスキームが望ましいと考える。

- ① 通信事業者はコンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業者代表と適正価格についての協議を行う。
- ② 上記、協議が不調に終わった場合は、紛争処理委員会の仲裁、あっせん制度を利用する。
- ③ 紛争処理委員会でも、不調の場合は、通信事業者のコンテンツ・アプリケーションレイヤーへの進出を禁止するか、総務大臣の裁定により適正価格を決定する。

但し、上記のようなスキームは多大な労力と時間を要す上に、立場の弱いコンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業者が対等な立場で交渉することは非常な困難が想定される。

よって、ネットワークの公平性が確保されているかどうかについては、「競争阻害の可能性あり」と判断される機能を特定し、“watch list”（要注視機能）として公表し、定期的な検証を行うことで規制の「牽制力」を機能させるという報告書案は現実的な対応として非常に重要であると考ええる。

また、コンテンツ・アプリケーションレイヤーにおいては、サービスや業態別に多様な事案が想定されるためこれら個別事案について迅速に対応する必要があるという状況を考えると、紛争処理委員会での当事者の範囲を電気通信事業者と上位レイヤーの事業者間の紛争事案も取り扱えるように機能強化を図るという報告書案に賛成する。

以上